

令和5年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとした コラボレーション創出企画運営業務 提案競技実施要領

令和5年6月9日

1. 目的

県内民間事業者同士の「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとしたコラボレーションを促進し、美肌県しまねの認知度アップ、観光客数の増加、観光消費額単価を上昇させることを目的とする。

ワークショップ等により、「美肌県しまね推進事業補助金」で採択された、「美肌観光」のモデルとなるプランやコンテンツ造成に取り組む事業者等の取組事例を学びあい、宿泊施設、観光施設、生産者、飲食事業者、メディア、旅行会社など地域をまたいだ民間事業者同士のコラボレーションを促すことで、地域ならではの素材の活用と販路の拡大を図る。

また、本事業内での取組を、しまね観光ナビ（うるおい研究室や体験・現地ツアーサイト他）や県観光振興課公式SNS等に掲載をするなど、行政・民間事業者が一体となり、各地域の特性を活かした取組を推進する。

以上のことを目的に、本事業を実施することとし、当要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとした
コラボレーション創出企画運営業務
- (2) 業務内容 別添「令和5年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとしたコラボ
レーション創出企画運営業務提案競技仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 2,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

この企画に提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日に

においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1)募集期間	令和5年6月9日（金）～6月20日（火）17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式1）を令和5年6月20日（火）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3)参加資格通知郵送予定日	令和5年6月26日（月）
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式2）にて、令和5年6月20日（火）17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5)質疑の回答予定日	令和5年6月26日（月）
(6)質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7)企画提案書提出期限	令和5年6月30日（金）17時
(8)審査予定日	令和5年7月上旬予定 ※書面審査とする。
(9)委託候補者の決定	令和5年7月上旬を予定
○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部観光振興課 美肌誘客係 担当：中尾、別府 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本館2階） TEL：0852-22-6323 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	・企画提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
---------	--

(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6部提出すること。 ・ 令和5年6月30日(金)17時までに持参又は郵送により提出すること。 <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</p>
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書(押印不要)を企画提案書(6部)の末尾にそれぞれ綴り込むこと。
(4)企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・ 複数の企画提案は認めない。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 企画提案の採否は、文書により通知する。 ・ 採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者(1者を予定)を本業務の委託候補者として選定する。 ・ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査内容	<p>①「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとしたコラボレーション創出の企画の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案競技実施要領の「1. 目的」に記載した事業趣旨を把握し、その目的を効果的に達成するための企画コンセプトを有しているか。 ・ 本県が進める「美肌観光」の取組が多くの県内事業者にも認知され、主体的な参加を促す工夫を盛り込むなど、事業者間の横の繋がりや県内事業者の取組拡大に繋がるよう、実施方法に工夫が見られるか。 ・ 県外事業者や観光客も含めた人と人とのつながりづくりをテーマにした出合いの場の提供や、しまね観光ナビ等への記事掲載など、企画内容が参加者にとって有益で魅力的なものとなっているか。 ・ 新規の県内事業者の本事業への参画拡大、事業者間のコラボレーション事例の創出により、地域ならではの素材の活用や販路拡大に資する取組内容が提案されているか。 ・ 地域や民間企業(観光事業者、宿泊施設、飲食事業者、メディア、旅行会社等)と連携を図り、企画を実現できるか。 <p>②ワークショップ等への参加者からの意見の収集方法、成果指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワorkshop等への参加者からアンケートを収集し、今後の施策に反映できるスキームになっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標が明確で実現可能性が高いか。(例：ワークショップ等の実施回数、参加者数、プレスリリース予定数、しまね観光ナビ等への記事掲載数、コラボレーション事案創出数、経済波及効果など) <p>③実施体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施運営体制が明確であり、かつ、業務の確実な履行が可能となる体制が整っているか。特にコンソーシアムにあつては、県との連絡窓口が明らかになっているか。 <p>④専門知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該案件と類似する業務実績を有するなど、業務を遂行するために必要な知識、知見を十分有しているか。 <p>⑤見積金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。
(3)応募者への採否通知	令和5年7月上旬、提案者全員に通知する。

7. 契約手続等

(1)委託料上限額	2, 200千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2)契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3)委託料の支払	原則として精算払とする。
(4)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7)契約書及び仕様書	別途作成・提示する。
(8)契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがあります。